

和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における発注の取扱い基準

現行

改定後

別表第一 発注業務別における区分

(4) 補償関係コンサルタント業務の区分

区 分	区 分 の 内 容
A 「土地調査部門」及び「物件部門の内、簡易な業務」	土地調査部門の全て 物件部門の内、次の物件の調査（営業補償・特殊補償部門及び機械工作物部門の調査を含むものを除く） ア 建物のうち専用住宅、共同住宅（アパート）、農家住宅、倉庫、車庫その他これに類するものであって延べ面積の合計が500㎡未満のもの イ 立竹木 ウ ア及びイの調査区域内の付帯工作物 エ 独立工作物
B 上記以外の部門	土地評価部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、補償関連部門、総合補償部門、物件部門で簡易な業務以外の業務

別表第一 発注業務別における区分

(4) 補償関係コンサルタント業務の区分

区 分	区 分 の 内 容
A 「土地調査部門」、及び「物件部門のうち、簡易な業務」及び「機械工作物部門のうち、簡易な業務」	<ul style="list-style-type: none"> ・土地調査部門の全て ・物件部門のうち、次の物件の調査（機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の調査を含むものを除く） ア 建物のうち、専用住宅、共同住宅（アパート）、農家住宅、倉庫、車庫その他これに類するものであって延べ面積の合計が500㎡未満のもの イ 立竹木 ウ ア及びイの調査区域内の付帯工作物 エ 独立工作物 オ 再算定業務（再調査を含むものを除く） ・機械工作物部門のうち、再算定業務（再調査を含むものを除く）
B1 「営業補償・特殊補償部門のうち、簡易な業務」及び「事業損失部門のうち、簡易な業務」	<ul style="list-style-type: none"> ・営業補償・特殊補償部門のうち、次の物件に関する業務（漁業権等の消滅又は制限に関する調査・算定業務を除く） ア 個人事業（白色申告又は青色申告）で1営業所かつ1業種のもの イ 法人で1営業所かつ1業種のもの ・事業損失部門のうち、専用住宅、共同住宅（アパート）、農家住宅、倉庫、車庫その他これに類するものに関する業務
B2 上記以外の部門	<ul style="list-style-type: none"> ・土地評価部門の全て ・物件部門のうち、簡易な業務以外の業務 ・機械工作物部門のうち、簡易な業務以外の業務 ・営業補償・特殊補償部門のうち、簡易な業務以外の業務 ・事業損失部門のうち、簡易な業務以外の業務 ・補償関連部門の全て ・総合補償部門の全て

現行

別表第二 発注業務別において付託する最低限の条件

(4) 補償関係コンサルタント業務

区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
A 「土地調査部門」及び「物件部門の内、簡易な業務」	県内	国への補償関係8部門のいずれかの登録*2かつ当該部門の認定*1	なし	補償関係コンサルタント業務の当該部門の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績*5
B 上記以外の業務	県内	国への当該部門の登録*2かつ当該部門の認定*1	なし	補償関係コンサルタント業務の当該部門の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績*5
	県外	国への当該部門の登録*2かつ当該部門の認定*1	会社全体で当該部門の補償業務管理士*3(補償業務管理者*4以外の者)が1名以上在籍すること	

- *1 発注業務と同じ部門の和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。
- *2 国土交通省の補償コンサルタント登録規程における登録を受けたことをいう。
- *3 (一社)日本補償コンサルタント協会が付与する資格のことをいう。
- *4 国土交通省の補償コンサルタント登録規程における補償業務管理者をいう。
- *5 受注実績は、過去10年間の実績とする。
また、別に定める一般業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。

改定後

別表第二 発注業務別において付託する最低限の条件

(4) 補償関係コンサルタント業務

区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件
A 「土地調査部門」、及び「物件部門のうち、簡易な業務」及び「機械工作物部門のうち、簡易な業務」	県内	国への補償関係8部門のいずれかの登録*2かつ当該部門の認定*1	なし	補償関係コンサルタント業務の当該部門の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績*5
B1 「営業補償・特殊補償部門のうち、簡易な業務」及び「事業損失部門のうち、簡易な業務」	県内	国への当該部門の登録*2かつ当該部門の認定*1	なし	補償関係コンサルタント業務の当該部門の国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村の受注実績*5
B2 上記以外の業務	県内	国への当該部門の登録*2かつ当該部門の認定*1	なし	補償関係コンサルタント業務の当該部門の国、都道府県又は政令指定都市の受注実績*5
	県外	国への当該部門の登録*2かつ当該部門の認定*1	会社全体で当該部門の補償業務管理士*3(補償業務管理者*4以外の者)が1名以上在籍すること	

- *1 発注業務と同じ部門の和歌山県の入札参加資格の認定を受けたことをいう。
- *2 国土交通省の補償コンサルタント登録規程における登録を受けたことをいう。
- *3 (一社)日本補償コンサルタント協会が付与する資格のことをいう。
- *4 国土交通省の補償コンサルタント登録規程における補償業務管理者をいう。
- *5 受注実績は、過去10年間の実績とする。
また、別に定める(一般・高度技術)業務認定審査部会において認定された者も認めることとする。